SPODフォーラム2019

事例で考える教職課程における多様な履修相談対応

2019年8月29日 龍谷大学 小野 勝士





☆本講習の到達目標



- ■法令を理解したうえで正確に不足単位の説明をすることができる。
- ■履修相談にあたって必要な情報が掲載されている ウエブサイト等を提示することができる。
- ■想像力を働かせて履修相談に対応する姿勢を身に つけることができる。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 2

事例



ある日電話で次の問い合わせがありました。

「昭和63年に卒業したのですが、これから教員免許状を取得したいのですが、どのようにすればよいでしょうか?」

このような問い合わせを受けたことがありますか?また、そのときどのように対応しましたか?

基本的な考え方



免許状を取得したいという問い合わせがあった時に 頭に思い浮かべること

- ★免許状取得の大原則
- ①現行法(新法)の基準で取得する。
- ②現行法より前の法(旧法、旧々法等)のもとで既 修得単位がある場合は現行法の単位として読み 替え可能な単位は読み替えて不足単位を修得す る。

相談者がどの免許法で修得経験があるのかを把握 【資料1~3ページ】

基本的な考え方



■状況を確認

- 1. 1から取り直すのか
- (1)在籍時の学科等で認定を受けていた教科等 を取り直すのか
- (2)在籍時の学科等で認定を受けていない教科 等を取り直すのか
- 2. 在籍時に履修しており残り単位を取るのか
- 3. 免許状を所持しており、追加で別の免許状を取得するのか
- 4. 授与要件を満たしているが授与申請忘れか

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 5

パターン1



大学側:どちらの学科をご卒業になりましたか?

卒業生:文学部国文学科です。

(中一級:国語、高二級:国語の課程があった)

【資料4ページ】

大学側:何の免許を取得しようとされておられますか? 卒業生:中一級と高二級の国語です。大学時代には教 職課程を履修していませんでした。

大学側:在学時の単位で生かすことができる場合があります。〇〇様の場合、当時適用されていた免許法から改正があり、これから免許状を取得する場合は、改めて現在の法令に基づいて必要な単位を修得することになります。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 6

パターン1



大学側:まずは新法にどのくらい読み替え可能で、不足 単位がどれくらいあるのかを確認するために教 員免許状取得用の単位修得証明書である「学力 に関する証明書」をご請求ください。それに基づ いて不足単位の確認をしましょう。

⇒旧法以前の免許法で単位修得した方への対応については新法に読み替えた証明書を発行するというのが1つの山になる。

【資料5~12ページ】

パターン2



大学側:どちらの学科をご卒業になりましたか?

卒業生:文学部国文学科です。

(中一級:国語、高二級:国語の課程があった)

大学側:何の免許を取得しようとされておられますか? 卒業生:小学校です。大学時代には教職課程を履修し ていませんでした。

大学側:教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目について証明できる単位は修得済として扱えますが、それ以外は1から取り直すことになります。

パターン2



大学側:中学校一種免許状の国語の学力に関する証明書を発行して不足単位の指導を先方の大学で履修してください。

- ■他校種の免許状を取得する場合 1つでも免許状を所持しているか、または所要資格を 得ているかによって指導が変わる。
 - ・免許状を所持している場合 → 流用規定の適用 【資料13~16ページ】
 - ・免許状を所持していない場合 → 66条の6のみ使用、それ以外は取り直し。
- ■小一種の課程認定大学を探したいという場合の情報 提供

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 9

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 11

パターン2



文部科学省ウエブサイトトップページ



パターン2







パターン3



大学側:どちらの学科をご卒業になりましたか?

卒業生:文学部国文学科です。

(中一級:国語、高二級:国語の課程があった)

大学側:何の免許を取得しようとされておられますか?

卒業生:中一級と高二級の英語です。

卒業生: 在学時に中一級と高二級の免許状は取得しました。修得した単位は英語の免許状取得に生かすことができるのでしょうか?

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 13

パターン3



大学側:一部の単位で生かすことができる場合があります。〇〇様の場合、当時適用されていた免許法から改正があり、これから免許状を取得する場合は、改めて現在の法令に基づいて必要な単位を修得することになります。

中高の一種免許状ですと法令上は59単位必要になります。そのうち教科の専門科目や教科の指導法の単位は中学であれば28単位、高校であれば24単位必要で、本学では英語の課程がなかったのでこれから履修予定の大学において修得することになります。各大学で定める最低修得単位数が59単位を上回る場合もありますのであくまで法令上の単位で説明しております。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 14

パターン3



大学側:残りの31単位、35単位については主に教職の専門科目になりますが、これらについては当時の修得単位のうち現行法の単位に読み替えることができる単位については読み替えることができます。ただし、その確認については、教員免許取得用の単位修得証明書である「学力に関する証明書」というもので確認する必要があります。その発行手続きをしていただいて、それをもとに取得を考えている大学さんに不足単位の相談をしていただくことになります。

パターン3



大学側:また、〇〇様は、すでに免許状をお持ちですので、そうした方については、中学校あれば28単位、高等学校であれば24単位の修得で取得可能な方法があります。ただし、この方法は大学での単位修得以外に教育職員検定というものがあり、それに合格して初めて免許状を取得することができます。その教育職員検定については各都道府県で若干方法が異なりますので、申請しようとする都道府県教育委員会にお問い合わせいただければと思います。

まとめ



- ①基本は新法で取り直す。
- ②1つでも免許状を取得している場合の特典
 - •66条の6は修得したものとみなされる。
 - ・教職に関する科目については流用が効く
 - ・中高の免許状所持者で他教科を取得する場合は 別表4という方法もある。
 - ・中学校の免許状所持者であれば他の教科や小学 校の免許状取得にあたって介護等体験は不要。
- ③未完成に至った場合での取り直しの特典
 - ・読み替え可能な単位は読み替えることができる。
 - ・中高の教職に関する科目については教科の指導 法を除き、他教科の申請に使用できる。
 - ・66条の6は修得した分を活かせる。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 17



まとめ



自大学にない課程についてどこまで説明するか

- ・中高の免許状所持者が他教科免の取得という事例 の場合、自大学にも中高の課程があるので一定程 度の説明ができる。
- ・小学校の免許状を取得したい等、自大学にない免許状のことを尋ねられた場合は、取得しようとする大学において説明いただくことになる。
- ・一番してはいけないことは先に教育委員会に行かせることである。教員としての実務経験や教育職員検定による取得を考えている場合は、単位修得以外の要素が絡むためその部分については教育委員会を尋ねるよう指導する。

© RYUKOKU UNIVERSITY All Rights Reserved. 18